様式第４号（第４条関係）

誓約書（申請者用）

（１）FIT（固定価格買取制度）の認定またはFIP制度の認定を取得しないこと。

（２）電気事業法（昭和39 年法律第170 号）第2 条第1 項第5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

（３）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15 号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わないこと。

（４）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

（５）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

（６）防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。

（７）一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。

（８）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

（９）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。なお、設備の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める期間とする。

（10）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

（11）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

（12）関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分すること。

（13）補助対象設備について、国、県、市から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていないこと。

（14）佐世保市暴力団排除条例（平成２４年佐世保市条例第１号）に規定された暴力団または暴力団員ではなく、暴力団または暴力団員と以下(a)～(f)の関係を有する者ではないこと。また、暴力団または暴力団員等でないことを確認するため、警察署に照会することについて了承すること。

(a) 正当な理由がなく暴力団の活動または暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、または協力した者

(b) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条第２１号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者または暴力団により実質的にその運営を支配されている事業者

(c) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者

(d) 法令上の義務としてする場合、事情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者

(e) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為をともにする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者

(f) その他暴力団関係者であるとして、警察棟捜査機関から通報があった者、もしくは警察等捜査機関が確認した者

（15）佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、適切に事業を実施すること。また、万が一、補助金の交付決定の取消しに伴う補助金の返還や、財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく佐世保市の指示に従い返還、納付すること。

（16）発電した電力量や自家消費量等の実績について、補助事業の完了年度の翌年度１年分を必ず報告すること。また、それ以降も市から要請があった場合には報告を行うこと。

　佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の交付申請にあたり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

年　　月　　日　　　　　住　所

氏　名（事業者にあっては団体名及び役職・代表者氏名）

（申請者本人が自署してください）